

公益財団法人加藤庸子国際基金 定 款

第1章 総 則

(名称及び設立者等)

第1条 この法人は、公益財団法人加藤庸子国際基金と称する。

2 この法人の英文名は、The Yoko Kato International Foundation (YKIF) とする。

3 この法人は、藤田保健衛生大学医学部脳神経外科学教授 医学博士 加藤庸子がWFNS (The World Federation of Neurosurgical Societies) の事務局長及び教育研修委員長としての多年に亘る活躍並びに主宰するACNS会長 (Asian Congress of Neurological Surgeons) としての諸活動を更により発展させるために設立したものである。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中川区尾頭橋3丁目3番地18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア、アフリカ、南米、その他世界の発展途上にある国又は地域における若い脳神経外科医師、医学生及び看護師等の医療従事者（以下、次条において「発展途上国等の医師等」という）の育成、技能の向上、発展を支援する事業を行い、発展途上国等の医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発展途上国等の医師等を日本に招き、大学病院その他適当な医療機関において、実習、講義、手術指導等の指導教育を行うこと
- (2) 発展途上国等の医師等と日本の医師等との相互の交流を深め、各種カンファレンス (e-education, web conference 等) を開催すること
- (3) 発展途上国等の医師等のため現地にトレーニングセンターを設置し、ボランティアを派遣し、医療設備のインフラ整備、各種の提言、指導を行うこと
- (4) 発展途上国等の医師等が必要とする医療機器、教科書及び医療物資等を提供すること
- (5) 発展途上国等の医師等の日本への渡航費、滞在費等の全部又は一部を援助すること
- (6) 発展途上国等の医師等のために機関誌を随時発刊し、提供すること
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号、第2号、第5号及び第6号の各事業は、東海地区、東京地区、京阪神地区又は海外において、同第3号及び第4号の各事業は、海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 寄附金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の、並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 会計の決算上、剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は次期事業年度に繰り越すものとする。この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ② 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 当該評議員の使用人
- ④ ②又は③に掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
- ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次の①から④までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける者をいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、年1回、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員（議長）及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第23条 評議員会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の定める評議員会運営規程による。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事と一定の身分関係にある理事との数は、理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。この場合、第10条第2項第1号を準用する。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務の執行を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、報酬等を支給する。ただし、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第34条 理事会の招集通知は、会議の日時、場所及び議題を掲げ、開催日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知する。

- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうち、あらかじめ理事会の定めた順序により最上位の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。理事長が出席していない場合又は理事長を選任する理事会の場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、愛知県において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。

附 則

1. この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

| | |
|--------|-------|
| 設立時評議員 | 小嶋純二郎 |
| 同 | 佐藤正延 |
| 同 | 下平哲也 |
| 同 | 渡邊容子 |
| 設立時理事 | 加藤庸子 |
| 同 | 中野ひろみ |
| 同 | 山田 仁 |
| 同 | 渡邊世始恵 |
| 設立時理事長 | 加藤庸子 |
| 設立時監事 | 寺澤 実 |

2. 一部改正 平成26年3月18日から施行

3. 一部改正 平成27年11月28日から施行
4. 一部改正 平成27年3月20日から施行
5. 一部改正 平成29年3月25日から施行
6. 一部改正 平成29年11月15日から施行